

2年度国民健康保険税(国保税)の税率などを改定しました

国保税を改正する条例が、2年第一回市議会定例会で可決されました。

改定の内容

今回の改正では、地方税法などの改正に則して、課税限度額の見直しと低所得者に対する軽減措置の見直しを行い、総額約1億円の税率改定を行いました。これにより加入者1人当たり平均で年額3581円の引き上げとなります。

国保の財政状況

国保は国民皆保険制度の「最後のとりで」として基

20歳を迎えた学生は「学生納付特例」の「利用」を



20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は国民年金に加入することが義務付けられています。

日本年金機構では、20歳を迎える方に誕生日の前月並月に「リーフレット」と「国民年金手帳」を送付されます。

申請は、学生証・年金番号が分かるものまたはマイナンバー確認書類・身元確認書類を持参し、市役所もしくは年金事務所で行います。

得が少ない学生を対象とした保険料の納付を猶予する制度です。申請は、学生証・年金番号が分かるものまたはマイナンバー確認書類・身元確認書類を持参し、市役所もしくは年金事務所で行います。

追納保険料は、承認期間のうち古い月の分から納付することとなります。なお、元年度に「学生納付特例」に承認されていた方で2年度も引き続き同一の学校に在学予定の方は、3月末に日本年金機構から送付されたはがき形式の「学生納付特例申請書」に必要事項を記入し返送すれば申請できます。

税すべき額の一部を、一般会計からの赤字繰り入れ(30年度決算では、4億6000万円)と、国保事業運営基金(貯金)の取り崩しにより補っています。

市では、健康情報提供サービスQUPiO+の利用促進やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診の受診率向上、柔道整復などの受診適正化などを通じて医療費の抑制に取り組んでおり、一定の効果が上げられているところですが、近年の医療費の推移は増加傾向にあります(左下図参照)。

から、国保制度運営を維持するため、国保税率などを改めました(左表参照)。課税限度額の見直しでは、医療分を61万円から63万円、介護分を16万円から17万円に引き上げたことにより、今回引き上げが見送られた後期高齢者医療費の課税限度額は99万円となりました。課税限度額の引き上げにより、所得に応じた税率の改定ができることから、中・低所得者の負担増を抑える効果があります。

詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

図 1人当たりの保険給付費の推移(一般分)

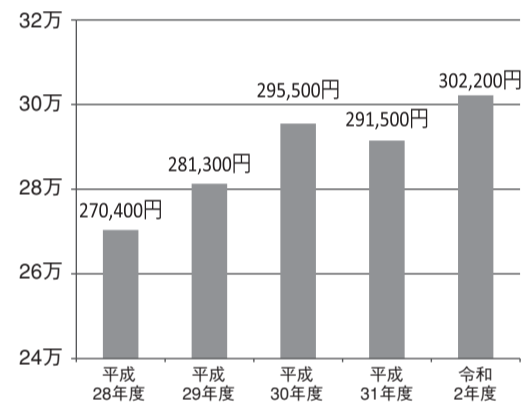


表 税率等改定表

税率等改定表の表

図 1 医療費と医療給付費の財源構成

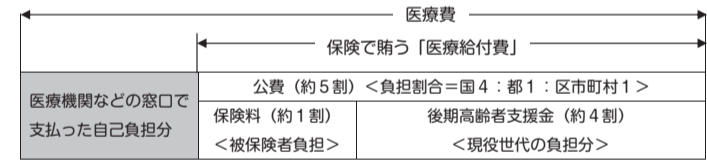


図 2 2・3年度の年間保険料額の算出式

算出式の式と説明

表 1 均等割額の軽減(2年度)

均等割額の軽減(2年度)の表

表 2 所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減)

所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減)の表

後期高齢者医療制度の財源構成は、左図1の通りです。「医療給付費」とは、「医療費」のうち被保険者が医療機関などで支払った自己負担分の1割または3割を除いた費用(保険で賄う9割または7割の費用)で、広域連合が医療機関などに支払います。

今回の税率の見直しに際し、62区市町村では、保険料の大幅な増加を抑制するための特別対策として、約217億円の一般財源を投入します。

市では、2年度に一般会計から約1億691万円を負担する予定です。保険料の決め方、2・3年度の年間保険料額の算出式は、図2の通りです。

今回の税率の見直しにより、個人別の相談は市保険年金課 ☎470・7846へ。

後期高齢者医療保険料(以下、「保険料」)の料率は、2年間の財政運営期間における「医療給付費」などに応じて定めることになっています。

1月の東京都後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」)議会で、2・3年度の保険料率と軽減措置などが決定しました。なお、都内の料率は均一です。

「均等割額の軽減」左表1の通り、(2)所得割額の軽減、(3)被扶養者だった方の軽減、(4)後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減となり、所得割額は当面の間掛かりません。

2年度の保険料の通知 4月の年金から保険料が天引き(特別徴収)されている方は、平成30年中の所得に引いた仮算定の保険料額の徴収です。元年中の所得に応じた2年度の保険料決定額は7月に広域連合長が決定し、同月中旬に市役所から「決定通知書兼納付(納入)通知書」を送付する予定です。

問い合わせ先 制度については、土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時〜午後5時に「広域連合お問合せセンター」☎0570・086・519(I P電話・PHSの方は☎03・3222・4496)、ファクス(☎0570・086・075)または広域連合公式ホームページ「東京いきいきネット」(http://www.tkyo-net.net)をご覧ください。